

平成28年10月 定例会議

平成28年度

第7回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成28年10月13日

みどり市教育委員会

平成28年度 第7回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成28年10月13日(木) 午後4時30分から
- ・招集場所 : みどり市笠懸公民館1階サークル活動室1
- ・出席委員 : 1番委員 金子 祐次郎
2番委員 松崎 靖
3番委員 丹羽 千津子
4番委員 山同 善子
5番委員 石井 逸雄
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤
教育総務課長 川俣 一広
学校教育課長 保志 守
学校計画課長 大島 寿之
社会教育課長 金高 吉宏
文化財課長 横倉 智恵子
富弘美術館事務長 高山 進
- ・本委員会書記 : 教育総務課主査 剣物 雅世
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課長補佐 石井 宣行

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 教育長報告
- ・日程第4 : 報告第10号 教育長の専決に関する報告(臨時職員の任用)について
- ・日程第5 : 議案第24号 平成28年度みどり市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて

・開会：午後5時26分

(委員長) ただいまから平成28年度第7回みどり市定例教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番2番の松崎靖委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2、会期の決定ですけれども、平成28年10月13日、本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

・日程第3 教育長報告

(委員長) 日程第3、教育長報告を石井教育長からお願いいたします。

(教育長) それでは教育長報告ということで、今回も2枚書きになっておりますけれども、かいつまんでお話をいたします。ずっと飛んでいただきまして、10月2日、岩宿文化賞選考委員会会議というのがございまして、先程、文化財課長から話があったとおりであります。私も初めて出たのですけれども、ここに来る審査員の方というのは、旧石器時代、要するに岩宿時代の研究者の中では、本当に国内一線級の方々、大学教授等に集まっていたというふうなところの中で、すごいことなのだなどと改めて実感したところがあります。今回、意外とすっきりと本賞については決まり、それから奨励賞についてもしばらく空席だった、要するに該当なしということだったわけですが、今回は該当でいいでしょうということでありました。そんな部分の中で、少しお伺いしたところ、やはり日本全国どこを見ても旧石器時代の研究をしている人達の研究実績を表彰する賞というのは、こ

れに代わるものはないと。そういう意味では、非常に重い賞であるというふうにも捉えているということで、改めてこの岩宿文化賞というものが、私が当初想像していた以上に研究者の間では目標となる賞であると。何か応募したりする時、何かいろいろ実績を報告したりする中に、岩宿文化賞というのは1つ履歴として非常に誇って書けるものであるというお話をされておりました。そんな中においても、大事な部分とすると、岩宿文化賞の奨励賞が15年、15回近く空席だった、該当なしということについては、非常に寂しいことであると。今回やっと該当が出たけれども、やはりこういうことを引き継いでいただく人達をしっかりと奨励していく賞であって欲しいという形の中では、賞の持ち方、賞の規定が少し応募がしにくい状況であるので、ぜひこの辺のところは改善して欲しいということで、具体的な意見等も出されましたので、事務局のほうで改善案等をたてたうえで、また教育委員会等にもお諮りさせていただいて、3年後に応募いただく時には、しっかりとした形で要綱を定めていきたいなと思ったところであります。そんなふうな中で、学生部門賞、それから先程ありました富弘美術館の詩画の公募展の賞だとかというところに絡めて感じた部分でありますけれども、やはり応募数が多くなってくると、数を追ってしまう、数が多いことを狙ってしまうという感覚がありますが、でも、出して下さる方は一人一人なのですね。ですから、その一人一人をしっかりと大事にしていくということを事務局が忘れてたり、あるいはそういうことをないがしろにした応募体制であると、どこかにいつ破綻してしまうのだろうかということを感じました。特に、小中学生等については、ある程度、その後の未来に関わっていくような部分がある。そうなってくると、応募して下さった子ども達に対して、何らかの形でこちら側としても、しっかりとフィードバックしてあげることが、その子達の次の学習に繋がるのだろうかという感じがしました。岩宿文化賞、本賞については次点とかはどうですかというお話をしたら、本賞というのは次点は

いらないのだと。もうそういうレベルのものだというふうにはみなさんは自覚していると。だから、極めた人が賞を貰えるのだという考えでやっている人達については、生半可な、次点みたいなものはいらないのだという話でした。しかし、小中学生とか、先々の子ども達については、いろいろ勉強していく部分の励みになるということを考えると、しっかりと作品を見てあげて、そしてフィードバックしていったら、それからたくさん学校で応募していただくというところがあったとするなら、何らかの形でこちら側から応募していただきありがとうございますという形のものが返せるようなことも先々考えていかないと、先づぼみをしてしまうのかなと。特に、みどり市内の学校については、そういうことを表彰する機会が生涯学習大会等の中でもあったわけですが、今回のように市外から学校単位で申し込んでくださった方というのが、一般と同じ扱いになってくるところ辺りは、やはり考えていく必要があるのかなと。ただ今回はそういう規定はございませんので、今年度の会議でそれがどうにかなるかというところは難しいと思いますが、いずれにしても、岩宿博物館、富弘美術館、どちらも教育委員会が所管している施設でやっている大事な賞であって、全国的な賞でありますので、これからも永く多くの人に愛されるような、そんな賞であるためには、両賞共にこれから先々のことも視野に入れた見方が必要になってくるかなということをつぶさに感じたところであります。そんな意味では、みどり市が全国に誇れるような、こんな二つの賞を発信しているところについては、私達は誇りに思ってもいいのかなと思いますが、その誇りに思う裏には、それなりにきちんとした形にしていかななくてはいけないというふうには強く感じたところでございます。ちょっと長くなりました。それから、辞令交付式が10月3日のところにありますけれども、これについては、都市建設部に建設指導課を設置したという形で、実は建築基準法に基づく業務については、県知事が行っていた部分の一部が市に委任される、移譲されるというふうなことを受けて、建築基準法に基

づく実務的な業務を県の許可ではなくて、みどり市の中で許可できるという、そんな課なのだそうです。その課ができたものですから、その辞令交付式があって、3名の方に辞令を交付したところでありました。それから、5日のところに、桐生市・みどり市学校保健会専門医による講習会というところがございますが、これについてはちょっと資料をおつけしました。もう時間がないので、後で見てくださいとわかるようなそういうレジュメでありましたので、みなさん、これですかね。資料になっていますけれども、これは講師の方がスライド資料として作ってきたものを刷ったものがあります。先程、丹羽さんのほうからあったように、障がいを持つ子ども達、あるいは障がいに対する理解をどう進めているかというところにも繋がる場所ですけれども、発達障がいというのは、非常に学校の中では話題になっている場所ですけれども、その実、どう指導したらいいかというところについては、先生方が大きく悩んでいるところであって、学校保健会の今回は議題として取り上げていただいて、群馬大学の成田教授に来ていただいて、非常に県外では、県外でも発達障がいに関する研究では非常に丁寧に対応してくださる方ということで人気がある方だそうです。要は、何かというと、私も改めて認識をした部分なのですが、発達障がいと言われるものは、病気とかそういう捉えではなくて、我々、血液型がABO式があったり、右利き、左利きがいたりというのと同じで、次ページ、2ページ目の一番左下にあるように、脳のタイプ名の1つであるというふうに認識して下さい。だから、能力の欠陥ではなく、認知のスタイルで脳のタイプ名なのだ。それが、発達障がいの自閉症スペクトラム症とかというカテゴリーに入るのだ。これは、育て方や環境によって生じるものではなく、克服すべき病気ではない。それから、生涯基本的に変わらず持ち続けるものである。ですから、そのASDタイプなのか、そうでないタイプなのかということの違いはあるけれども、正常・異常、優越の問題ではないという認識に立たないといけないと言われているものであるとい

うことなのだそうです。細かくはまた後で見てください。先程、私達が座って、委員長さんが何となく座りが悪いねと私に話をされていたのですが、私達はこういう状況をみた時に、脳の中でパッと整理が出来て、この後どうすればいいかという道筋まで出来るのですけれども、こういう子ども達は、そういう環境の変化というものが十分理解出来なくて、こういう状況で置かれると、もうちっとも落ち着かなくて動き出すと、静かに座りなさいというふうに言うのだけれども、実はそこにこういう席の座り方が逆になっていたという、そこに対しては、非常にこの子達にとっては、居心地の悪い状況であると。そういうことがわかっていけば、注意の仕方が変わってくるでしょうと。そういうことを回りの人達がしっかりと認識をしておいて、そういう人達も共生できるような社会を作っていくというところが、今回法律の改正になってきたところでもあります。ですから、発達障がいというものを意外と理解できていそうで、理解できていないというところでは、これ斜めに読んでも、コマをみていただいただけでよくわかるかなと思ったので、今回出させていただきます。特に4ページの右下のところ、これは誤解ですなんて書いてあるのは、発達障がいのある子どもは療育機関で訓練して治してもらおう、そういうレベルの問題ではないということだったり、書いてありますので、後でごらんいただけたらと思っております。そんなところを勉強させていただいたところがあったので、少し資料提供と共に話題として出させていただいたところでもあります。それから、2枚目にいきまして、9日の第14回みどり市・桐生市地区中高生合同音楽祭ということで、今回第14回目ということで行いました。これについては、昨年も報告させていただいたかもしれませんが、プロの楽団からも非常に高い評価を得ている音響施設の良いパルを地域の小中学生に無料で開放してあげて、そしてそういう生徒達が一緒に競い合えるような場面としてなったらいいということでスタートしてきたということで、今回も中学校5校、高等学校5校、合計10校が参加して、非常

にすばらしい演奏をされていました。ただ、これも先程申し上げたのと同じ感想ですね。今まで14回こうやってきたから、これでいいだろうということではなくて、やはりパルという、非常にみどり市とすればすばらしいホールを持っている、そのすばらしいホールの中で地元の子ども達、音楽を目指す子ども達がそこで集って、交流したり、競い合ったり、あるいは腕を磨いたりという場所として提供しているということであるとするならば、この音楽祭はパル主催ですけれども、この主催はこのままでいいのか、もっと違う方向でやっていくことで、より多くの学校が参加をしたり、より多くの人達がここで目指すようになっていくという形を取れるとすれば、そういうことも考えていく必要があるのだろうなと思いついて見てきたところでもあります。いずれにしても、こうやってみると、この1ヶ月だけ見ても、みどり市の教育委員会がかなり多くの部分で、多くの人達に、やり方によっては夢や希望を持たせられるような事業をたくさんやっていると。だから、そんな重さというのを認識しながら、より発展できる方向でいけるといいのかなというのを感じたのが、今回の報告の主訴であります。以上です。

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑があればお願いいたします。

[少し間あり]

(委員長) よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

(委員長) ご質疑がないようでしたら、以上で、日程第3、教育長報告は終了します。

・日程第4 報告第10号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）について

(委員長) 日程第4、報告第10号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）についてを上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 臨時職員さんにつきましては、半年ごとの契約ということになっておまして、今回4月から9月が終わりまして、10月1日から新たな契約ということで多くの方、ほとんどの方が更新での任用となります。ただ、名簿の1番の方、これ5番にも同じ名前が入っております。この1番の方については、学校給食の待機の調理員さんなのですが、前任者が9月の途中でお休みになった関係で急遽新規に雇いまして、併せて10月1日からも引き続きということ。名簿のナンバーでいきますと、194とかであります。全体では193名となります。それから、あと1名だけ、107番の方も新規になります。前任者が9月末の契約でお辞めになったことによって、10月1日から新たにお問い合わせするものであります。ほかの方については、更新するという手続きになります。よろしくお願ひいたします。

(委員長) 教育総務課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いします。

[少し間あり]

(委員長) よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

(委員長) ご質疑がないようですので、日程第4、報告第10号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）については、以上で終了いたします。

・日程第5 議案第24号 平成28年度みどり市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて

(委員長) 日程第5 議案第24号 平成28年度みどり市要保護及び準要保護児

児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについてを上程いたします。本議案については、秘密会議といたしますので、担当課以外の方は退席をお願いいたします。

(担当以外 退室)

————— 審 議 (非公開により未記載) —————

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第24号 平成28年度みどり市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事を全て終了いたします。これをもって、閉会といたします。お疲れ様でした。

- ・閉会：午後6時00分
- ・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議 事 日 程

- ・日程第3 : 教育長報告 (報告)
- ・日程第4 : 報告第10号 教育長の専決に関する報告 (臨時職員の任用) について (承認)
- ・日程第5 : 議案第24号 平成28年度みどり市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて (可決)

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成28年10月13日

みどり市教育委員会委員長

金子 祐次郎

会議録署名人 2番委員

松崎 靖